

新橋下自治会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、新橋下自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条 本会は、会員の自治により運営し、会員の親睦と福祉を増進し、自治会の発展と繁栄を図ることを目的とする。

(会員の構成)

第3条 会員は新橋下自治会に住居する世帯主及びこれに準ずる者をもって構成する。

(組織)

第4条 本会の組織は、第1班より第11班の11組織とし、各組織に組を置く。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く

会長 1名 副会長 2名 会計 2名 監事 2名 総務 5名
理事(部長) 若干名 班長 11名

(役員を選出及び任期)

第6条 本会の役員及び組長は、次により選出する。

- 1 会長、副会長、会計、総務、役員会において推薦し、総会にて承認を受ける。
- 2 各部の部長は部員の中より選出し会長が委嘱する。
- 3 班長は各班の各組長の中より選出する。
- 4 組長は各組の会員の中より選出する。
- 5 役員任期は2ヵ年とする。ただし班長、組長は1ヵ年とし、再任を妨げない。
- 6 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第7条 本会に若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

- 1 顧問及び相談役は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(職務分担)

第8条 本会の役員、部長、班長、部長の職務は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、会計事務を処理する。
- 4 監事は、会計を監査し、その結果を総会で報告する。
- 5 理事(部長)は、担当事業を企画し執行する。
- 6 班長は、各組長との連絡調整、各組の会費、募金等を推進する。
- 7 組長は、班長との連絡調整、会員との連絡、会費、募金等を推進する。

(事業)

第9条 本会は、第2条の目的を達成するために次の部を置き、それぞれ事業を分担する。

- 1 総務部 本会の統括的施策に関すること。

- 2 広報部 広報に関すること
- 3 防犯部 防犯灯の管理及び安全安心の町の推進。
- 4 防災部 防災並びに防災時の活動等に関すること。
- 5 交通部 母の会等交通安全推進に関すること。
- 6 体育部 体育の向上、親睦に関すること。
- 7 女性部 女性の地位向上と地域内の融和を図る。
- 8 青少年部（こども会）青少年の育成に関すること。
- 9 青少年指導員 10 体育指導員 11 保健指導部 12 消費生活推進部
- 13 環境事業推進部 14 老人クラブ 15 交通安全母の会
各部は事業推進に努める。

(会議)

- 第10条 本会の会議は総会、役員会、委員会、班長 組長会議とする。
本会は年1回定期総会を開催する、ただし総会は役員及び組長をもって行う。
また、会長は必要に応じ臨時総会及び役員会を開催することができる。
委員会は役員会または会長が挙げる課題を検討する為に臨時に組織され、検討結果を役員会に上申した後解散する。委員長は役員会または会長の指名によるものとし、委員は委員長または会長が適任と考える会員、若干名に養成する。また、必要に応じて班長 組長会を開催することが出来る。

(会計)

- 第11条 本会の経費は会員の会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 1 会費は、月額400円とする。
 - 2 臨時会費は、必要に応じ総会の議決を得て徴収することができる。
 - 3 会長は、将来の自治会館等の建設資金を積み立てることができる。
 - 4 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(慶弔)

- 第12条 1 会員（同居の家族を含む）の死亡に対して香料5000円を贈る。
2 会員の子女が小学校・中学校に入学した場合、お祝い品として図書券3,000円を贈る。(令和2年改正)
3 その他必要あるときは、会長並びに役員会の決議により適宜に金品を贈ることが出来る。

(規約の改正)

- 第13条 本規約の改正は、総会において議決の上改正することが出来る。

- 付則 1 本規約に定めのない事業及び規約の施行につき必要な細則は、役員会の議決を得て定めることができる。
2 この会則は、昭和61年4月1日から施行する。
3 この会則は、平成19年4月1日から施行する。
4 この会則は、平成23年4月1日から施行する。
5 この会則は、平成31年4月1日から施行する。
6 この会則は、令和2年4月1日から施行する。